

平成19年10月10日

申請者・代理人・設計者 各位

(株)確認サービス

確認審査についてのご案内

建築基準法改正により確認検査等に関する指針が定められ、改正前と比べより厳格かつ詳細な審査を求められ、審査期間を延長せざるを得ない状況が続いております。

弊社では、引き続き厳格で適正かつ迅速な審査を行うよう改善をすすめてまいりますが、申請者・代理人・設計者各位におかれましても、審査期間の短縮及び審査着手までの期間の短縮を行うため下記の事項について御理解と御協力をお願いいたします。

記

1. 確認申請書の提出にあたって

申請にあたっては、確認申請図書の種類・明示事項の事前チェックを必ず行ってください。事前チェックには弊社ホームページの「確認申請図書チェックシート」及び「施行規則確認票」をご利用ください。

なお、不足図面・明示すべき事項の記載漏れが多だと判断される場合は、審査を終了させていただきます。

2. 審査結果への対応について

審査の結果、申請図書に重大な不整合があった場合、又は適合するかどうかを決定できない指摘事項が多だと判断される場合は、審査を終了させていただきます。

3. 追加説明書について

審査の結果、追加説明書の提出が必要となった場合については、審査指摘事項部分のみの必要最小限の図書を提出してください。

追加説明書の添付図書が多くなる場合は、審査を終了させていただきます。

4. 消防同意・構造計算適合性判定について

消防同意及び構造計算適合性判定の手続きは、弊社での建築基準関係規定の審査を終え軽微な補正(訂正・追加説明書)により適合を確認したのもののみを行います。

弊社から「審査結果の通知のご案内」が送付されましたら、早期の対応をお願いします。

(注意)上記1.2.3.で審査が終了した場合は、無期限通知の交付又は取り下げ届の手続きにより確認申請が終了しますので、再度確認申請の手続きが必要になります。

詳細につきましては、「審査結果の通知のご案内」により審査担当者からご案内します。